

愛知県水産試験場における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県水産試験場（以下「水産試験場」という。）における公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公的資金

ア 国又は国が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金を原資として水産試験場に配分される研究資金

イ 国が所管する研究資金のうち、研究機関が委託等を行って実施する研究に係る研究資金

(2) 研究活動上の不正行為

ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。

- ・捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ・盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(3) 研究者等

水産試験場の研究者及び事務職員及び水産試験場の施設や設備を利用している者のうち、公的資金を用いた研究に従事している者又は携わる者

- ・研究者：水産試験場において研究業務に従事する者
- ・事務職員：水産試験場において事務業務に従事する者

(4) 部所

水産試験場の企画情報部、漁場環境研究部、漁業生産研究所及び内水面漁業研究所におかれる研究組織及び管理課

(責任体制)

第3条 水産試験場における研究倫理の向上、公的資金の運営及び管理並びに不正行為上の防止活動についての最高管理責任者として水産試験場長をあてる。

2 最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上、公的資金の運営及び管理並びに不正行為上の防止活動に対する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者として管理課長をあてる。

3 研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとし、管理課長をあてる。

4 各部所の長を各部所における研究倫理の向上、公的研究費の運営及び管理並びに特定不正行為の防止活動について実質的な責任と権限を持つ者（以下「部所責任者」という。）とする。

（最高管理責任者の責務）

第4条 水産試験場長は、研究倫理の向上、公的資金の運営及び管理並びに不正行為上の防止活動について統括管理責任者及び部所責任者から定期的に企画会議で報告を受け、意思の浸透を図るとともに、研究倫理の向上、公的資金の運営及び管理並びに不正行為上の防止活動の実効性を高めるため、必要に応じて本規程を見直すなど、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（研究倫理教育責任者の責務）

第5条 管理課長は、研究者等のうち水産試験場に所属する者に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

（研究者等の責務）

第6条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（公的資金の事務処理手続等）

第7条 公的資金の受入及び執行に係る事務処理手続については、愛知県財務規則（昭和39年3月25日規則10号）により明確かつ統一的な運用を図る。

2 前項の事務処理手続に関する水産試験場内外からの相談を受け付ける窓口は、管理

課及び企画情報部とする。

- 3 第1項の事務処理に関する職務権限については、愛知県行政組織規則（昭和39年4月1日規則21号）による。
- 4 第1項の事務処理に関する決裁手続については、愛知県事務決裁規程（平成15年3月28日訓令5号）による。
- 5 研究者及び事務職員の行動規範は愛知県職員服務規程（昭和39年6月1日訓令28号）及び愛知県職員倫理規程（平成13年3月30日訓令8号）による。

（監査への適切な対応）

第8条 水産試験場長は、公的資金の適正な管理のため、愛知県監査委員事務局及び愛知県監査委員が実施する監査に適切に対応する。

- 2 水産試験場長は、公的資金の適正な管理のため、内部監査員を任命する。
- 3 内部監査員は、各部所と連携し、公的資金の不正使用の発生要因に応じた内部監査を実施する。

（研究活動上の不正行為の防止の取組）

第9条 水産試験場長は、研究活動上の不正行為を発生させる要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の充実に努めなくてはならない。

- 2 管理課長は、研究活動上の不正行為を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定する。
- 3 管理課長は、前項の不正防止計画を率先して実施し、その進捗管理に努めるとともに、進捗状況を水産試験場長に報告する。
- 4 第2項の不正防止計画を推進する部所は、管理課とする。
- 5 部所責任者は、自己の管理監督する部所内の公的資金に携わる研究者等に対し、研究活動上の不正行為を防止するための研修を実施する。
- 6 部所責任者は、自己の管理監督する部所内の公的資金に携わる研究者及び事務職員が、適切に公的資金の管理及び執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 7 部所責任者は、前2項の実施状況を管理課長に報告する。

第2章 告発の受付

（告発の受付窓口）

第10条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、管理課及び企画情報部に受付窓口（以下、「受付窓口」という。）を置くものとする。

（告発の受付体制）

第 11 条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、受付窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 受付窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、管理課長及び企画情報部長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、水産試験場長に報告するものとする。水産試験場長は、当該告発に関係する部所長及び水産試験場を所管する農林水産部水産課（以下「水産課」という。）に、その内容を通知するものとする。
- 5 受付窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、水産試験場長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第 12 条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、受付窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、受付窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、受付窓口は、水産試験場長に報告するものとする。
- 4 第 3 項の報告があったときは、水産試験場長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（受付窓口の職員の義務）

第 13 条 告発の受付に当たっては、受付窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 受付窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、

書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第3章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第14条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。異動等により水産試験場に所属する研究者等でなくなった後も、同様とする。

- 2 水産試験場長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 水産試験場長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 水産試験場長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第15条 部所長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 水産試験場に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 告発をしたことを理由として告発者に対して不利益な取扱いを行った者の処分等については、地方自治法及び地方公務員法並びに愛知県の条例、規則等によるものとする。
- 4 水産試験場長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第16条 水産試験場に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者の処分等については、地方自治法及び地方公務員法並びに愛知県の条例、規則等によるものとする。

- 3 水産試験場長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第 17 条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

第 4 章 事案の調査

(予備調査の実施)

第 18 条 第 10 条に基づく告発があった場合又は水産試験場長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、水産試験場長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3 名の委員によって構成するものとし水産試験場長が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第 19 条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第 20 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を水産試験場長に報告する。

- 2 水産試験場長は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 水産試験場長は、本調査を実施することを決定したときは、調査対象、調査方法等について水産課と協議するものとする。

- 4 水産試験場長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 5 水産試験場長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。
- 6 水産試験場長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者及び水産課に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会の設置)

第 21 条 水産試験場長は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、水産試験場に属さない外部有識者でなければならない。

また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 水産試験場長が指名した者 1 名
- (2) 研究分野の知見を有する者 1 名
- (3) 法律の知識を有する外部有識者 1 名

(本調査の通知)

第 22 条 水産試験場長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、水産試験場長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 水産試験場長は、前項の異議申立てがあつた場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 23 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があつた日から起算して原則 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 24 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第 25 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が水産試験場でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
 - 3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 26 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を水産課及び当該資金配分機関又は関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 27 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第 28 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 23 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

第 5 章 不正行為等の認定

(認定の手続)

- 第 29 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
- 2 前項に掲げる期間につき、原則 150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して水産試験場長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条 1 項及び 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに、水産試験場長に報告しなければならない。

(認定の方法)

- 第 30 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第 31 条 水産試験場長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が水産試験場以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 水産試験場長は、前項の通知に加えて、調査結果を水産課、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 水産試験場長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が水産試験場以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 32 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。水産試験場長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第 21 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、水産試験場長に報告する。報告を受けた水産試験場長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、水産試験場長に報告する。報告を受けた水産試験場長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

7 水産試験場長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、水産課、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又

は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 33 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに水産試験場長に報告する。報告を受けた水産試験場長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに水産試験場長に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して水産試験場長に申し出て、その承認を得るものとする。

4 水産試験場長は、本条 2 項又は 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が水産試験場以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、水産課、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第 34 条 水産試験場長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には水産課と協議を行い、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の所属、研究活動上の不正行為の内容、水産試験場が公表時までに行った措置の内容、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があつたと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、調査結果を公表しないことができる。

4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。

第 6 章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第 35 条 水産試験場長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果

の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 水産試験場長は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

- 第 36 条 水産試験場長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第 37 条 水産試験場長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

(措置の解除等)

- 第 38 条 水産試験場長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 水産試験場長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

- 第 39 条 研究行為の不正行為を行った者及びそのことに関与した者並びに悪意に基づく告発等を行った者の処分等については、地方自治法及び地方公務員法並びに愛知県の条例、規則等によるものとする。
- 2 前項の処分が課されたときは、水産試験場長は該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

- 第 40 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、水産試験場長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。
- 2 水産試験場長は、関係する部所の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 水産試験場長は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(規定の準用)

第41条 第3条から第9条の規定は、財団法人等が実施する委託、助成事業等における研究資金について公的資金とみなし、準用する。

(補則)

第42条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程の施行後は、愛知県水産試験場における研究活動の不正行為等への対応に関する指針（平成27年3月31日施行）を廃止する。